

茨木市母子保健指導実施要綱

茨木市母子保健指導実施要綱（平成9年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条、第11条及び第19条に基づく母子保健指導について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 母子保健指導の対象者（第3において「対象者」という。）は、指導を受ける日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

イ アに掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 妊産婦

イ 乳幼児（新生児及び未熟児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第1項又は第2項の療育の指導の対象である未熟児を除く。以下同じ。）を除く。第3第1項第2号及び第3号において同じ。）とその保護者

ウ 新生児とその保護者

エ 未熟児とその保護者

（母子保健指導の内容）

第3 母子保健指導の内容は、保健師、栄養士、助産師等（以下「指導担当者」という。）が訪問、面接、電話その他の対象者に応じた方法により次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 妊産婦の母性に関すること。

(2) 乳幼児、新生児及び未熟児の心身の状況に関すること。

(3) 乳幼児、新生児及び未熟児の発達及び栄養に関すること。

(4) 育児に関すること。

(5) その他母子の健康に関すること。

（指導担当者の身分証）

第4 指導担当者が対象者の家庭を訪問するときは、次の各号に掲げる指導担当者の区分に応じ、当該各号に定める身分を証する書類を携帯し、関係人の請求があった

ときは、これを提示しなければならない。

(1) 保健師、栄養士等の市職員 職員証明書等

(2) 助産師 訪問指導員証（別記様式）

（関係機関との連携）

第5 未熟児に係る母子保健指導においては、大阪府茨木保健所、医療機関等と連携を図り、未熟児の把握及び協力体制の確立に努めるものとする。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、母子保健指導について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

（茨木市未熟児訪問指導実施要綱の廃止）

2 茨木市未熟児訪問指導実施要綱（平成24年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市母子保健指導実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別記様式（第4関係）

（表）

訪 問 指 導 員 証	
(写 真)	発行番号
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	資 格 助産師
上記の者は、母子保健法第10条、第11条及び第19条に基づく妊産婦、乳幼児、新生児及び未熟児の訪問指導員であることを証明する。	
年 月 日	
茨木市長	
印	

（裏）

注 意 事 項
1 本証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
2 本証の有効期間は、交付の日から 年3月31日までとする。
3 亡失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 有効期間が満了したとき又は離職したときは、直ちに発行者に返納すること。